

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税19)(石油石炭税:外)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税(地球温暖化対策のための税率の特例による課税部分を含む。)を、石油精製業者に還付する。	
		《要望の内容》 本制度の適用期限を延長する。	
		《関係条項》 租税特別措置法第90条の6の3	
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度に3年間の租税特別措置として創設し、平成29年度に3年間の延長	
8	適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内における低廉かつ安定的な石油供給の確保
			《政策目的の根拠》 I. 閣議決定における位置づけ エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定)(妙) 第2章 第1節 3. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向 (5)石油 ①位置付け 国内需要は減少傾向にあるものの、現在、一次エネルギーの4割程度を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料用途や化学製品など素材用途があるという利点を持っている。特に運輸部門の依存は極めて大きく、製造業における材料としても重要な役割を果たしている。そうした利用用途に比べ、電源としての利用量はそれほど多くはないものの、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担っている。調達に係る地政学的リスクは最も大きいものの、可搬性が高く、全国供給網も整い、備蓄も豊富なことから、他の喪失電源を代替するなどの役割を果たすことができ、今後とも活用していく重要なエネルギー源である。

			<p>②政策の方向性</p> <p>供給源多角化、産油国協力、備蓄等の危機管理の強化や、原油の有効利用、運輸用燃料の多様化、調整電源としての石油火力の活用等を進めることが不可欠である。</p> <p>また、災害時には、エネルギー供給の「最後の砦」になるため、供給網の一層の強靱化を推進することに加え、内需減少とアジア全域での供給増強が同時に進む中、平時を含めた全国供給網を維持するため、石油産業の経営基盤の強化に向けた取組などが必要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本還付制度により、国際的な競争環境のイコールフットイングを実現する。</p> <p>将来にわたって平時・有事を問わず、低廉かつ安定的な石油供給を実現するためには、国内に強い製油所を維持していくことが必要であり、還付金を活用することにより、国際競争力強化や石油供給インフラの強靱化を実現し、もって石油の供給基盤を維持・強化していく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本還付制度により、国際的なイコールフットイングを実現し、かつ、還付金により石油精製業者が国際競争力強化を図ることで、将来的には石油精製業者の経営基盤強化に繋がり、もって国内の石油の供給基盤が維持され、国内における低廉かつ安定的な石油の供給が可能となる。</p> <p>また、石油供給インフラの強靱化を図ることで、災害時においても、石油の安定供給を継続できる石油の供給基盤を確保できる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 26 年度 適用件数:8 社、適用数量:112 万 kl(実績)</p> <p>平成 27 年度 適用件数:10 社、適用数量:346 万 kl(実績)</p> <p>平成 28 年度 適用件数:10 社、適用数量:354 万 kl(実績)</p> <p>平成 29 年度 適用件数:9 社、適用数量:334 万 kl(実績)</p> <p>平成 30 年度 適用件数:9 社、適用数量:346 万 kl(実績)</p> <p>令和元年度 適用件数:9 社、適用数量:420 万 kl(計画)</p> <p>令和 2 年度 適用件数:9 社、適用数量:365 万 kl(計画)</p> <p>令和 3 年度 適用件数:9 社、適用数量:366 万 kl(計画)</p> <p>令和 4 年度 適用件数:9 社、適用数量:372 万 kl(計画)</p>

	② 適用額	<p>(金額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価)</p> <p>平成 26 年度: 28 億円 ≒ 112 万 kl × 2,540 円/kl  平成 27 年度: 88 億円 ≒ 346 万 kl × 2,540 円/kl  平成 28 年度: 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl  平成 29 年度: 94 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl  平成 30 年度: 97 億円 ≒ 346 万 kl × 2,800 円/kl  令和元年度: 118 億円 ≒ 420 万 kl × 2,800 円/kl  令和 2 年度: 102 億円 ≒ 365 万 kl × 2,800 円/kl  令和 3 年度: 103 億円 ≒ 366 万 kl × 2,800 円/kl  令和 4 年度: 104 億円 ≒ 372 万 kl × 2,800 円/kl</p>
	③ 減収額	<p>(金額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価)</p> <p>平成 26 年度: 28 億円 ≒ 112 万 kl × 2,540 円/kl  平成 27 年度: 88 億円 ≒ 346 万 kl × 2,540 円/kl  平成 28 年度: 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl  平成 29 年度: 94 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl  平成 30 年度: 97 億円 ≒ 346 万 kl × 2,800 円/kl  令和元年度 : 118 億円 ≒ 420 万 kl × 2,800 円/kl  令和 2 年度: 102 億円 ≒ 365 万 kl × 2,800 円/kl  令和 3 年度: 103 億円 ≒ 366 万 kl × 2,800 円/kl  令和 4 年度: 104 億円 ≒ 372 万 kl × 2,800 円/kl</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本還付制度により、非製品ガスに係る課税環境について国際的なイコールフットイングが図られている。</p> <p>国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化の投資を促すことにより、国内の石油供給基盤の維持・強化を実現している。</p> <p>還付金が呼び水となり、実施・計画している投資額は以下のとおり。</p> <p>平成 26 年度: 209 億円(実績)  平成 27 年度: 315 億円(実績)  平成 28 年度: 520 億円(実績)  平成 29 年度: 290 億円(実績)  平成 30 年度: 579 億円(実績)  令和元年度: 484 億円(計画)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>国際的な競争環境のイコールフットイングを実現。</p> <p>また、還付金が呼び水となり、本制度の創設後の6年間において、国際競争力強化や石油供給インフラの強靱化に係る投資について、約 2400 億円の投資を実施・計画しており、国内の石油供給基盤の維持・強化の取組が着実に進められている。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制 措置が講じられることによって、非製品ガスに係る課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することができる。</p> <p>平成 26 年度から6年間の減収額は約 540 億円である一方、還付金により前倒しや増額が実現した前向きな投資の総額は約 2400 億円であり、国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資を促進する効果があると見込まれ、本税制措置は政策目標の達成手段として有効である。</p> <p>石油製品の生産量は予測できないことから、補助金等の予算で手当てすることは不可能である。そのため、本税制措置以外の他の手段により措置することは困難である。</p>

			本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットイングが図られるものであり、また、非製品ガスに係る石油石炭税課税分の還付措置であることから必要最低限の措置となっている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援や義務付け等はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

	② 適用額	<p>(金額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価)</p> <p>平成 26 年度: 28 億円 ≒ 112 万 kl × 2,540 円/kl  平成 27 年度: 88 億円 ≒ 346 万 kl × 2,540 円/kl  平成 28 年度: 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl  平成 29 年度: 94 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl  平成 30 年度: 97 億円 ≒ 346 万 kl × 2,800 円/kl  令和元年度: 118 億円 ≒ 420 万 kl × 2,800 円/kl  令和 2 年度: 102 億円 ≒ 365 万 kl × 2,800 円/kl  令和 3 年度: 103 億円 ≒ 366 万 kl × 2,800 円/kl  令和 4 年度: 104 億円 ≒ 372 万 kl × 2,800 円/kl</p>
	③ 減収額	<p>(金額) = (非製品ガスの数量(kl)) × (石油石炭税単価)</p> <p>平成 26 年度: 28 億円 ≒ 112 万 kl × 2,540 円/kl  平成 27 年度: 88 億円 ≒ 346 万 kl × 2,540 円/kl  平成 28 年度: 99 億円 ≒ 354 万 kl × 2,800 円/kl  平成 29 年度: 94 億円 ≒ 334 万 kl × 2,800 円/kl  平成 30 年度: 97 億円 ≒ 346 万 kl × 2,800 円/kl  令和元年度 : 118 億円 ≒ 420 万 kl × 2,800 円/kl  令和 2 年度: 102 億円 ≒ 365 万 kl × 2,800 円/kl  令和 3 年度: 103 億円 ≒ 366 万 kl × 2,800 円/kl  令和 4 年度: 104 億円 ≒ 372 万 kl × 2,800 円/kl</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本還付制度により、非製品ガスに係る課税環境について国際的なイコールフットイングが図られている。</p> <p>国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化の投資を促すことにより、国内の石油供給基盤の維持・強化を実現している。</p> <p>還付金が呼び水となり、実施・計画している投資額は以下のとおり。</p> <p>平成 26 年度: 209 億円(実績)  平成 27 年度: 315 億円(実績)  平成 28 年度: 520 億円(実績)  平成 29 年度: 290 億円(実績)  平成 30 年度: 579 億円(実績)  令和元年度: 484 億円(計画)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>国際的な競争環境のイコールフットイングを実現。</p> <p>また、還付金が呼び水となり、本制度の創設後の6年間において、国際競争力強化や石油供給インフラの強靱化に係る投資について、約 2400 億円の投資を実施・計画しており、国内の石油供給基盤の維持・強化の取組が着実に進められている。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制 措置が講じられることによって、非製品ガスに係る課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することができる。</p> <p>平成 26 年度から6年間の減収額は約 540 億円である一方、還付金により前倒しや増額が実現した前向きな投資の総額は約 2400 億円であり、国際競争力強化や石油供給インフラ強靱化に係る投資を促進する効果があると見込まれ、本税制措置は政策目標の達成手段として有効である。</p> <p>石油製品の生産量は予測できないことから、補助金等の予算で手当てすることは不可能である。そのため、本税制措置以外の他の手段により措置することは困難である。</p>

			本税制措置により、課税環境の国際的なイコールフットイングが図られるものであり、また、非製品ガスに係る石油石炭税課税分の還付措置であることから必要最低限の措置となっている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	他の支援や義務付け等はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 18・地方税 13(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】	【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》	海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。
		《要望の内容》	令和 2 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。
		《関係条項》	・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 3 年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」創設(3 年間) 昭和 42 年度 延長(2 年間) 昭和 44 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 昭和 46 年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間) 昭和 48 年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。 昭和 49 年度 延長(2 年間) 昭和 51 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:50%→40%) 昭和 53 年度 延長(2 年間) 昭和 55 年度 延長(2 年間) 昭和 57 年度 延長(2 年間) 昭和 59 年度 延長(2 年間) 昭和 61 年度 延長(2 年間) 昭和 63 年度 延長(2 年間)	

			<p>平成 2 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 4 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 6 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 8 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%)</p> <p>平成 12 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 14 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 16 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 18 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 20 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外)</p> <p>平成 24 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 26 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%)</p> <p>平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%)</p>
8	適用又は延長期間		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギーはあらゆる活動を支える基盤であり、安定的なエネルギー供給は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件である。しかしながら、我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、我が国産業に不可欠なものであるところ、国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれている中で、やはりほぼ全量を海外からの輸入に依存している。こうした脆弱性を克服するため、資源の自主開発を推進すること等を通じて、我が国に必要な資源の安定供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 3 日閣議決定) 第 2 章 2030 年に向けた基本的な方針と政策対応 第 1 節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善</p> <p>我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。…</p> <p>また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。…</p> <p>第 2 節 2030 年に向けた政策対応</p>

		<p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。・・・</p> <p>近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。一方、エネルギーミックスでは2030年においても化石燃料は一次エネルギー供給の約8割を占める見込みであり、エネルギー小国である我が国において、石油・天然ガス・石炭の安定供給の確保は引き続き重要な課題である。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。・・・</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。</p> <p>金属鉱物の安定供給確保のためには、供給源の多角化に加え、使用済製品から金属鉱物の回収を着実に進めるとともに、回収技術が確立されていない鉱種についても積極的に技術開発を進めていくことが重要である。また、カントリーリスクの高い地域に偏在する金属鉱物については、代替材料開発や省資源に向けた取組を進めていく。我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。・・・</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>エネルギー・環境 資源・燃料</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年に 80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率等の向上に繋がり、我が国に必要な資源の安定供給の確保に寄与することになる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用数</p> <p>平成 27 年度： 5 件 平成 28 年度： 5 件 平成 29 年度： 5 件 平成 30 年度： 5 件 令和元 年度： 5 件 令和 2 年度： 5 件 令和 3 年度： 5 件</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。 ※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>
		② 適用額	<p>○適用額</p> <p>平成 27 年度： 138 億円 平成 28 年度： 55 億円 平成 29 年度： 26 億円 平成 30 年度： 73 億円 令和元 年度： 51 億円 令和 2 年度： 50 億円 令和 3 年度： 58 億円</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。 ※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>

	③ 減収額	<p>○減収額</p> <p>平成 27 年度 国税:33 億円、地方税:470,810 千円  平成 28 年度 国税:13 億円、地方税:69,659 千円  平成 29 年度 国税: 6 億円、地方税:77,686 千円  平成 30 年度 国税:17 億円、地方税:239,385 千円  令和元 年度 国税:12 億円、地方税:162,243 千円  令和 2 年度 国税:12 億円、地方税:159,771 千円  令和 3 年度 国税:13 億円、地方税:187,133 千円</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度の国税の減収額については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)の適用額に各年度の法人税率を乗じることで試算。また、地方税の減収額については、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。</p> <p>※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガスの自主開発比率(注 1)</p> <p>平成 26 年度: 24.7%  平成 27 年度: 27.2%  平成 28 年度: 27.4%  平成 29 年度: 26.6%  平成 30 年度: 29.4%(達成率:73.5%)</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)の自給率(注 2)</p> <p>平成 26 年度: 54.9%  平成 27 年度: 52.1%  平成 28 年度: 51.3%  平成 29 年度: 50.6%(達成率:63.3%)  平成 30 年度: 集計中</p> <p>※平成 27 年度以降、品位低下により我が国製錬所への受入基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。</p> <p>(注 1)石油・天然ガスの自主開発比率  輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>(注 2)鉱物資源(ベースメタル)の自給率  金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」については、事業者からの聞き取り調査による。「金属需要量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、非鉄金属等需給動態統計調査(政府統計)による。</p>

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第198回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、平成27年度～平成29年度の平均で5社、また、本制度の適用額は、平成27年度～平成29年度の平均で73億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約5億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズだが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>エネルギーや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>

11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p> <p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。</p> <p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第58条第14項)</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、本措置を通じて自主開発比率等が向上することにより、地域経済に不可欠な資源の安定供給の確保に寄与することとなる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 8 月 (H29 経産 05)